

議案第 5 8 号

大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する
条例

大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例（平成 1 2 年条例第 3 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「手数料を」の次に「納入通知書により」を加える。

第 3 条中「の際」を「に係る書類の交付の時まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市危険物の規制等に関する手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

危険物の規制等に関する手数料について、徴収の方法及び時期を変更するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。